

はじめに

取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくありません。また、自らが取り組んだ業務効率化の果実が取引相手に奪われてしまい、享受できないこととなると、業務効率化への意欲を損ねることになります。こうしたことは、社会全体としての働き方改革の勢いを失わせることにもつながります。

以下では、親事業者が下請事業者に対して行う行為が下請法に違反することになり得る想定例を示します。また、これらの行為は優越的地位の濫用として独占禁止法に違反する場合があります。

なお、具体的な行為が違反となるかどうかは、法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されることに留意する必要があります。

主な想定例

1 買ったとき

【短納期発注による買ったとき】

短納期発注を行い、取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常発注の単価と同一単価を一方向的に定めた。

【業務効率化の果実の摘み取り】

社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方向的に定めた。

【多頻度配送による買ったとき】

配送頻度の変更を指示したため、取引の相手方の作業量が増加し、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常発注の単価と同一単価を一方向的に定めた。

2 減額

【付加価値の不払】

書面であらかじめ定めていた短納期発注に対する「特急料金」を上乗せして請求を行ったところ、予算が足りないなどの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

【不当なペナルティ】

自己都合により設計変更をしたにもかかわらず、納期延長を認めなかったため、取引の相手方に休日勤務を強いたが、結果として納期に間に合わなかったことを理由にペナルティの額を差し引いた取引対価しか支払わなかった。



主な想定例

3 不当な給付内容の変更、やり直し

【あいまいな発注】

仕様の明確化を求められたにもかかわらず、正当な理由なく不明確にしたままに作業を行わせ、その後、商品の納入を受ける際に、発注内容と異なるとしてやり直しをさせた。取引の相手方は、これに対応するために特別の体制による作業を余儀なくされ、他の業務に支障が生じた。

【直前キャンセル】

ある荷主の集荷のために、毎週特定の曜日にトラックを数台待機させることを契約で定めていたが、その当日になって一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

4 受領拒否

【一方的な納期短縮】

あらかじめ合意した納期を、一方的に短く変更し、取引の相手方に長時間勤務を強いたが、結果として納期間に合わなかったことを理由に商品の受領を拒否した。

5 不当な経済上の利益の提供要請

【働き方改革に向けた取組のしわ寄せ】

商品発注のために必要なデータを自社システムへ入力する作業は自ら行うべきであるにもかかわらず、当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

【契約外行為の要求】

契約上、取引の相手方が自己の倉庫まで運送することのみが契約内容とされている場合において、取引の相手方に対して、あらかじめ契約で定められていない自己の倉庫内における荷役等の業務について、無償で従事させた。

下請法関係のパンフレットは
下記ウェブサイトに掲載

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

講習用動画を公開中

(公正取引委員会ウェブサイト)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

事例集の全体版はこちらに掲載

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/180531jirei.html>

